

令和3年(ワ)第2047号 基本給等請求事件
原告 藤田淳
被告 札幌交通株式会社

2022(令和4)年 1月31日

札幌地方裁判所 民事第3部 御中

原告訴訟代理人
弁護士 皆川 洋美

第1準備書面

第1 被告第1準備書面に対する認否

1 第1-3について

(1) 同(1)について

ア 第2文については、否認する。

訴外西岡孝一のセクハラ行為について、再度調査をされたということはない。

イ 第3文については、業務の遅れと会社に対する批判がなかったという点については否認し、被告が訴外白石に指導を行ったかどうかは不知。

ウ 第4文は、認める。

(2) 同(2)について

ア 同ア第3文は、否認する。

原告においては、訴外白石は、札幌圏内・全国いずれの事故処理も専門で行ってならず、保険料の計算を主たる業務にしていると認識している。また、原告は、業務課の事故対応として、共同交通の案件に対応することを求められている。たとえば、被告代表者において、共同交通の運転手が横断歩道上の歩行者を死なせた案件(被害者のイニシャルKS氏・運転手のイニシャル共同交通松橋正利)や、ろうあ者を殴打した案件(被害者のイニシャルMT氏・運転手のイニシャル共同交通寺田文弘)等の担当をしている。

イ 同ウ第2文は、「人事については会社が決めることである」旨の説明を受けたことは認め、訴外白石の経歴等についての説明を受けたことは否認する。

「人事については会社が決めることである」ので、従業員において不平不満を言うことは出来ない、と伝えられただけであった。

2 第1-4について

(1) 同第1文は、争う。

(2) 同第2文は、否認する。

(3) 同第3文は、否認する。

原告が業務会議において業務に関する話をしようとしたところ、訴外西岡広宣が、「ここからあなたは発言をするな」旨言って、具体的な話題をすることすらできず、自席に帰らされた。

(4) 同第4文及び第5文は、争う。

3 第1-5について

(1) 同(1)第2文について、入社直後に始終業時刻等を当時の上司である訴外藤井から説明を受けたという限りで認めるが、別部署の始終業時刻について説明は受けていない。

(2) 同(2)について

ア 同ア第2文は、否認する。

被告は、原告ら従業員に対して、業務がない場合に早く帰るように命じていたことはない。そもそも、訴外白石が異動してくるまで、原告が最も職位が高く、原告から業務課の従業員に対して当該指導を行ったことなどない。

また、実際に午後5時若しくは午後6時よりも前に帰宅したということはない。

イ 同ア第4文は、否認する。「午後5時前」ではなく「午後5時」という説明であった。

ウ 同カ第2文及び第3文は、否認する。

基本的に一人一台のパソコンが与えられており、他の従業員のパソコンを使用することはない。なお、一部について、後述する。

机の配置も決まっており、誰がどのデスクを使うか、どのパソコンを使うかということは決められている。

エ 同カ第4文は、否認する。

原告が電源を切り忘れて帰ることはない。

オ 同カ第5文は、争う。

カ 同カ第6文及び第7文は、2021(令和3)年3月4日分については否認し、その余は争う。

2021(令和3)年3月4日は、休日となっていたが、午前11時から訴外高橋由貴の訴訟があるため、朝から出勤し、訴訟に出席して、その後被告事務所に戻った。

同年4月14日及び22日は出勤していなかった。しかし、同年3月末に原告が労組に加入したことが被告に発覚したことを受けて、上司が原告のパソコンの中身を確認したものと推測される。業務上の必要性があってパソコンを利用したという事実はない。

キ 同キ第2文は、争う。

ク 同ク第2文は、争う。

被告において、原告が遅刻ないし早退したと認定したことがない。

4 同第1-6について

(1) 同(1)について

ア 同イ第3文は、否認する。

雇い入れ時に超過勤務手当についての説明を受けていない。

団交時においても、「3~4時間と説明した」旨主張していた。

イ 第イ第4文は、否認する。

当該説明を受けていないし、そもそも訴外鈴木は、平和交通という仙台の会社の取締役であった。

5 第2-1について

(1) 同(1)は、否認する。

上記の通りである。

(2) 同(2)第1文は、否認する。

上記の通りである。

(3) 同(2)第2文は、否認する。

上記の通りである。

(4) 同(3)は、事実は認める。

評価は争う。

(5) 同(4)は、争う。

(6) 同2は、争う。

第2 原告の反論

団交時の録音反訳なども踏まえて、追って行う。

(次回期日前の提出を見込んでいる。)

以上